

報告第19号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月1日提出

川崎市長 福田紀彦

1 市長の専決事項の指定について第1項による専決処分

番号	担当局名	専決処分年月日	事件の概要
			和解条項要旨
1	建設緑政局	27.7.8	平成25年9月17日、相手方所有の普通トラックが、宮前区平4丁目5番22号先路上で、路肩に寄り一時停止しようとした際、車道にはみ出していた街路樹の枝に接触し、当該普通トラックが破損した。相手方は、本件事故は当該街路樹の設置・管理に瑕疵があったため発生したものであるとして、横浜地方裁判所川崎支部に、本市を被告とし、1,688,470円の支払を求め、損害賠償等の請求に係る訴訟を提起したが、同支部から強い和解勧告があった。
			本市は、相手方に対し、本件事故の和解金として、920,000円の支払義務があることを認め、この金員を、平成27年8月14日限り、支払う。

## 2 市長の専決処分の指定について第2項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	事 件 の 概 要
1	総務局	27. 7. 21	円 1,073,212	平成27年3月13日、横浜市中区日本大通12番地先交差点で、本市小型ライトバンが、右折しようとした際、前方で一時停止した被害者運転の普通乗用車に追突し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
2	環境局	27. 5. 11	円 164,169	平成27年3月28日、多摩区登戸1813番地先交差点で、本市小型ごみ収集車が、左折しようとした際、前方で一時停止した被害者所有の小型乗用車に追突し、破損させたもの
3	環境局	27. 7. 9	円 167,400	平成27年5月20日、高津区*敷地内で、本市中型ごみ収集車が、収集所に着けようと後退した際、被害者所有の駐輪場の屋根に接触し、破損させたもの
4	環境局	27. 6. 11	円 918,186	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者(ア)及び(イ)所有の建物の外壁等を汚損させたもの
5	環境局	27. 8. 4	円 1,735,430	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、横浜市青葉区在住者所有の建物の外壁等を汚損させた事件について、改正前の商法第662条の規定に基づき損害賠償請求権が行使されたもの
6	建設緑政局	27. 7. 14	円 64,694	平成27年2月27日、宮前区野川2811番地先路上で、被害者所有の小型乗用車が走行中、車道にはみ出していた街路樹の枝に接触し、当該小型乗用車が破損したもの
7	教育委員会	27. 6. 22	円 3,700,000	平成24年7月19日、青少年の家の園庭で、市立学校の校外学習中、被害者が花火をしていたところ、花火の火によって当該被害者の衣服の一部が燃え、負傷したもの

### 3 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
35	27.3.18	五反田川 放水路放 流部函体 築造工事	東京都中央区京橋2丁目 16番1号 清水建設株式会社 取締役社長 宮本 洋一	契約金額 859,680,000円	契約金額 871,599,960円	27.7.24	平成27 年度公共工 事設計労務 単価に係る 特例措置に より、所定 の算出金額 に増額変更 を行うもの である。

#### 4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

##### 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	27. 6.10	*****	左記の相手方は、663,700円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成27年6月から平成29年7月までの間は毎月25,000円、同年8月は13,700円に分割して支払うこととするもの
2	27. 7.16	*****	左記の相手方は、617,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成27年7月から平成29年2月までの間は毎月30,000円、同年3月は17,800円に分割して支払うこととするもの
3	27. 7.16	*****	左記の相手方は、382,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成27年7月から平成30年8月までの間は毎月10,000円、同年9月は2,000円に分割して支払うこととするもの